

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正の経緯

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)で定める、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の改定に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

① 第5条第2項第1号、別表関係

(単位:円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900(12,500)	13,700(13,350)	14,500(14,200)
分団長及び副分団長	11,300(10,800)	12,100(11,650)	12,900(12,500)
部長、班長及び団員	9,700(9,100)	10,500(9,950)	11,300(10,800)

()内金額 : 改正前

② 第5条第2項第2号

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

③ 第5条第3項

第1号に該当する扶養親族の加算額を1人につき 217 円から 100 円に、第2号に該当する扶養親族の加算額を 1 人につき 333 円から 383 円に改正する。

④ 第5条第4項

- ・「(以下「特定期間」という。)」を削除。
- ・「特定期間」を「当該期間」に改正。(文言整理)

3. 施行期日

令和7年4月1日施行